

## 議会運営委員会日程

日 時 令和2年5月20日（水）  
午前9時30分  
場 所 第1議会委員会室

### 1 5月臨時会の運営について

#### (1) 日程とその処理について

※開会后、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日程に入る前に休憩。  
各会派の半数の議員は、氏名プレートを立てて退場し、議員控室に移動。  
出席する議員は、間隔を空けて着席し、氏名プレートを立てる。  
再開後に日程に入る。

- 日程第1 議案第1, 2, 3, 4, 5号 (計 5件)  
(専決処分の承認、常勤の特別職職員の給与に関する条例・介護  
保険条例の各一部改正) (資料 1)  
・提出説明聴取のみ ----- 質疑は休憩後行う  
————— 休 憩 —————  
(質疑の通告)  
※ 通告の締切は、休憩後15分後  
※ 通告があった場合は、議運を開催せず、再開までに通  
告書の写しを正・副議長、議運の委員及び準委員に配付  
————— 再 開 —————  
・質疑の後、委員会付託の省略 ----- 討論・採決は休憩後行う  
————— 休 憩 —————  
(討論の通告)  
※ 通告の締切は、休憩後15分後  
※ 通告があった場合は、議運を開催せず、再開までに通  
告書の写しを正・副議長、議運の委員及び準委員に配付  
————— 再 開 (休憩中に退場していた議員は入場) —————  
・討論の後、  
議案第1, 2, 3, 4, 5号 ----- 採 決
- 日程第2 議会議案第1, 2号 (計 2件)  
(藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例・藤沢市議会政務活  
動費交付条例の各一部改正) (資料 2, 3)  
・提出説明の後、質疑及び委員会付託を省略し、  
討論の後 ----- 簡易採決
- 日程第3 常任委員会委員の選任  
・委員会条例第6条第1項の規定により ----- 議長指名

○日程第4 議会運営委員会委員の選任  
・委員会条例第6条第1項の規定により ----- 議長指名

○日程第5 特別委員会委員の選任  
・委員会条例第6条第1項の規定により ----- 議長指名

※各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の正・副委員長の氏名報告

○日程第6 広報広聴委員会委員の選任  
・広報広聴委員会規程第3条第2項の規定により ----- 議長選任

※広報広聴委員会の正・副委員長の氏名報告

(2) 会期並びに運営日割について (資料 4)

## 2 その他

(1) 議会史編さん委員会の開催について  
本日 本会議終了後 第1議会委員会室

(2) 議会運営委員会の申し送り事項について (資料 5)

(3) 議会改革推進会議報告書について (資料 6)

(4) 議会ICT小委員会報告書について (資料 7)

(5) その他

## 令和2年5月藤沢市議会臨時会提出議案一覧表

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 1 号	<p>専決処分の承認について (藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、国の緊急対応策、本市における感染状況等を踏まえ、同感染症に感染した被用者等に対し、速やかに傷病手当金を支給することにより、休みやすい環境を整備するため、藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分した。 専決処分日 令和2年4月27日 施 行 日 公布の日</p>	福祉健康部	即 決
議案第 2 号	<p>専決処分の承認について (令和2年度藤沢市一般会計補正予算(第1号))</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、特別定額給付金給付事業ほか8事業について国の緊急経済対策等の趣旨を踏まえ、迅速に実施をする必要があったことから補正予算を専決処分した。 補 正 額 45,954,526,000円 専決処分日 令和2年4月27日</p>	財 務 部	即 決
議案第 3 号	<p>専決処分の承認について (令和2年度藤沢市民病院事業会計補正予算(第1号))</p> <p>誤った金額による申請に対して交付された国庫補助金に係る返還命令に関し、直ちに返還する必要があったことから補正予算を専決処分した。 補 正 額 102,000円 専決処分日 令和2年5月8日</p>	市民病院	即 決
議案第 4 号	<p>藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大の影響及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しさを増している市民等の生活の状況に鑑み、常勤特別職職員の給料削減を図る。 施行日 令和2年6月1日</p>	総 務 部	即 決
議案第 5 号	<p>藤沢市介護保険条例の一部改正について</p> <p>介護保険法施行令の一部が改正され、低所得者に係る保険料の軽減の強化がされたことに伴い、当該軽減の対象となる被保険者に係る保険料を規定する。 施行日 公布の日</p>	福祉健康部	即 決

藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について  
藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改める。

令和2年5月20日提出

議会議員	吉	田	淳	基
同	竹	村	雅	夫
同	柳	沢	潤	次
同	佐	賀	和	樹
同	安	藤	好	幸
同	栗	原	貴	司
同	北	橋	節	男
同	友	田	宗	也
同	東	木	久	代
同	堺		英	明

藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年藤沢市条例第11号）の  
一部を次のように改正する。

附則中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（議員報酬の月額調整）

2 令和3年3月31日までの間、第2条の規定により議会の議員に支給する議員  
報酬の月額は、同条各号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 議長 660,000円
- (2) 副議長 585,000円
- (3) 議員 545,000円

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響及び現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、議員報酬等を減額する必要による。

藤沢市議会政務活動費交付条例の一部改正について  
藤沢市議会政務活動費交付条例の一部を次のように改める。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

議会議員	吉	田	淳	基
同	竹	村	雅	夫
同	柳	沢	潤	次
同	佐	賀	和	樹
同	安	藤	好	幸
同	栗	原	貴	司
同	北	橋	節	男
同	友	田	宗	也
同	東	木	久	代
同	堺		英	明

藤沢市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

藤沢市議会政務活動費交付条例（平成 1 3 年藤沢市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 令和 3 年 3 月 3 1 日までの間における前項の規定の適用については、同項中「80,000円」とあるのは、「50,000円」とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響及び現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、政務活動費を減額する必要による。

## 令和 2 年 5 月臨時会運営日割 (案)

月 日	曜	時 間	会 議 名	備 考
5 月 2 0 日	水	9 : 3 0	議会運営委員会	議案等上程説明聴取, 質疑, 討論 議決
		1 0 : 0 0	本 会 議	
		本会議終了後	議会史編さん委員会	

会 期      5 月 2 0 日      1 日 間



(案)

令和2年5月20日

議会議長

加 藤 一 様

議会運営委員会

委員長 吉 田 淳 基

藤沢市議会の運営等について（報告）

昨年の議員役員の選出以降，当委員会は本市議会の運営の基本的な事項について協議し，円滑な議会運営を目指してきたところであります。

ここに，その結果を別紙のとおりまとめましたので，今後の議会運営の参考にされたく，報告いたします。

以 上

# 藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項（案）

※ 令和元年6月3日の議会運営委員会において協議し、申し合わせた事項  
（その後、改めて申し合わせた事項については、その日付を付記）

## 1 議会運営委員会について

### （1）委員の選出について

- ① 3人以上の議員を有する会派（交渉団体）から、その所属議員数の3分の1を委員として選出する。

ただし、選出委員数が定数を超える場合や、小数点以下の取り扱いについては、その都度協議する。

- ② 2人以下の会派については、準委員として1会派につき1人を割り当てる。

準委員は、  
ア 会議の成立要件としない  
イ 会議に出席する  
ウ 発言権あり  
エ 表決権なし

とする。

### （2）正・副議長の出席について

議長及び副議長（委員外議員）は委員会に出席し、発言することができる。

### （3）表決について

運営に関する協議事項の決定については、原則として全会一致となるよう努力する。

### （4）議案等の審査について

- ① 審査する範囲は、地方自治法第109条第3項に定めるところによる。

ア 議会の運営に関する事項  
イ 議会の会議規則，委員会に関する条例等に関する事項  
ウ 議長の諮問に関する事項

- ② 審査日については、議会運営を協議する日とは別に1日設ける。

### （5）委員外議員について

- ① 委員会に委員が出席できないときは、委員会としてその委員の所属会派から委員外議員の出席を求める。
- ② 委員外議員は、
  - ア 会議の成立要件としない
  - イ 発言権あり
  - ウ 表決権なしとする。

(6) 記録について

記録については、他の委員会と同様、要点記録したものを印刷製本し、議員及び理事者等に配付する。

## 2 議案等の付託について

(1) 条例等について

即決分を除き、所管の常任委員会に付託する。ただし、2月定例会の当初予算に係る条例等は予算等特別委員会に付託する。

(2) 予算について

- ① 当初予算は、定数18人以内をもって構成する予算等特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、予算等特別委員会委員の選出は、会派人員の2分の1とし、小数点以下の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。

- ② 補正予算は、補正予算常任委員会に付託し、審査する。

(3) 決算について

全ての会計の決算は、定数12人以内をもって構成する決算特別委員会を設置、付託し、審査する。

なお、決算特別委員会委員の選出は、会派人員の3分の1とし、小数点以下の取り扱い及び2人以下の会派の取り扱いについては直前の議会運営委員会で協議する。

(4) 請願について

- ① 付託委員会については、議会運営委員会で協議決定する。

- ② 本会議で紹介議員の説明の後、所管の委員会に付託する。

ただし、全会派の賛同（署名または賛意）を得たものは、委員会付託を省

略する。

③ 自分が所属する委員会に関係する請願は、紹介を見合わせる。

④ 会期中に審査するもの

会期を決める議会運営委員会の日の正午まで（原則）に提出されたものとする。

ただし、会期中の委員会に関係するものについては、初日の議会運営委員会までに提出されたものも審査することができる。

⑤ 閉会中に審査するもの

④に定めるもの以外は本会議最終日に上程する。この場合の締切日は、上程日の3日前までとする（ただし、休日及び土曜日は算入しない）。

⑥ その他、緊急を要するものについては、議会運営委員会に諮り決定する。

#### (5) 陳情について

① 提出された陳情は、議長が所管の委員会に付託する。ただし、「藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項」において定めるところにより、議会運営委員会における協議の結果、これに該当すると認めたものについては、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。

② 市外居住者から郵送で提出された陳情は、委員会に付託せず、その写しを議員に配付する。

③ 審査結果の報告は、次の定例会の議長報告の中で行う。

④ 当該委員会で審査する陳情の締切日時は、すべて会期を決める議会運営委員会の日の正午までとする。

⑤ その他、緊急を要するものについては、所管の委員会に諮り決定する。

### 3 発言について

別表のとおり

### 4 本会議の持ち方

第1日 閉会中審査の委員会報告・議決、提出議案の上程説明聴取

(第2日目までの間、議案勉強のため休会日をおく)

第2日 上程、質疑、委員会付託、一部議決

(第3日目までの間、常任委員会及び議会運営委員会を開催)

第3日 委員会報告、議決、一般質問、追加議案議決、閉会

(一般質問者が多いときは、さらに本会議を追加する)

## 5 一般質問について

- (1) 定例会日程の原案を作成する段階においては、一般質問日を5日間として作成し、会期を決める議会運営委員会において、一般質問の通告者数を勘案し調整するものとする。
- (2) 定例会日程を調整する際の質問時間は、答弁を含め60分とする。
- (3) 発言方式は、質問通告時に、一括質問方式か一問一答方式のいずれかを選択するものとする。

### ①一括質問方式について

- ・質問回数については、従来どおり、3回までとする。
- ・初質は演壇、再質は質問席で行うものとする。

### ②一問一答方式について

- ・質問回数については、制限なしとする。
- ・初質から質問席で行うものとする。

### ③その他留意事項

- ・質問者は、十分な質問を展開するためにも、指定した面談日時の際に、あらかじめどこまで掘り下げて聞きたいかなど、具体的な質問内容を提示し、聞き取りを行うものとする。また、市側に対しても、聞き取りの際、議員の質問の趣旨やねらい等がしっかりと把握できるよう努めることを求めるものとする。
- ・通告制であることから、質問の際、通告にない新たな件名や要旨を追加したり、範囲を超えたりすることはできないこととし、もし行われた場合には、議長の議事整理権により発言を打ち切ることができることとする。

## 6 委員会審査報告について

件名と結果だけを報告する。ただし、特に報告すべきことがある場合は、これ

も報告する。

## **7 請求資料の配付について**

請求資料については、請求者と各会派に配付する。

## **8 5月から10月までの間における服装について**

- (1) ネクタイ及び上着の着用については、自由とする。
- (2) 藤沢市議会議員き章については、5月から10月までの間に限りはい用しなくてもよいこととする。

## **9 本会議における議場への資料等の持ち込み等について**

発言の通告をした議員は、その発言を補完することを目的とした資料、文書等の紙の印刷物及び印刷物に準ずるものを議場へ持ち込むことができる。

なお、紙の印刷物及び印刷物に準ずるもの以外のものを議場へ持ち込む場合は、あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。

また、藤沢市議会会議規則第104条に規定されている、議場において、資料、文書等の印刷物を配付する場合は、あらかじめ議会運営委員会において諮ったうえで、議長の許可を得るものとする。

藤沢市議会議会運営委員会申し合わせ事項 別表

区分	代表質問 (2月定例会のみ)	一般質問	質 疑	討 論
通告受付及び通告締切	会期を決める議会運営委員会の日の正午までに氏名を通告し、件名及び要旨については、本会議第2日の午後5時までに通告する。	議会運営委員会開催の通知を発送した日から会期を決める議会運営委員会の日の正午までに氏名、件名及び要旨を通告する。	質疑を行う本会議前日の正午まで。	本会議の開議通知時刻の1時間前まで。
発言時期	補正予算等現年度関係議案の議決されたあと。	上程議案の議決されたあと。	本会議	本会議
発言順序	多数会派の順とし、同数会派については、議会運営委員会で協議する。	通告順	通告順	反対、賛成、以下交互に多数会派の順に行い、同数会派については議会運営委員会で協議する。
通告内容及び発言	市長の施政方針に対する大綱的なもの。質問については、要領よく簡潔に行う。	質問事項は具体的に記載する。質問については、要領よく簡潔に行う。	質問の内容は具体的に記載する。質疑については、要領よく簡潔に行う。	要領よく行う。
発言時間	会派毎の発言時間は各質問者の1回目、2回目、3回目の質問の合計時間とし、所属議員1人10分に会派均等の10分を加えた時間とする。 (発言時間の例) 6人会派の場合 60分+10分=70分	答弁を含め60分とする。	特に制限せず。	当初予算等及び決算に対する会派毎の発言時間は、所属議員1人5分に会派均等の5分を加えた時間とする。
備考	質問者数は会派人員の3分の1とし、小数点以下四捨五入。ただし、1人会派についても質問できるものとする。			当該委員は所属する委員会に付託された議案等については、本会議での討論は見合わせる。ただし、1人会派の議員が決算特別委員会委員となった場合を除く。

## 藤沢市議会陳情の委員会付託に係る申し合わせ事項

(平成30年5月22日 議会運営委員会 決定)

### 1. 陳情の取り扱いについて

議長は、提出された陳情のうち、次のいずれかに該当する内容が含まれると認められる場合は、議会運営委員会での協議の上、委員会付託を行わず、全議員配付の取り扱いとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

- (1) 法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (2) 特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの。
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの。
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの。
- (5) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの。
- (6) その他、取り扱いを議会運営委員会で協議し、付託しないことが適当と認められるもの。

### 2. 施行期日

この申し合わせ事項は、平成30年5月22日から施行する。